

平成29年度補正予算 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援 補助金(2次公募)における加点对象となる自治体について

平成29年度補正予算ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の2次公募(公募期間:平成30年8月3日(金)~9月10日(月))においては、生産性向上特別措置法に基づき8月末までに固定資産税ゼロの措置を講じた自治体にて、先端設備等導入計画の認定を取得(申請中を含む。)し、事業を実施する事業者は、審査時に加点对象となります。

このたび、中小企業庁では、8月末までに固定資産税ゼロの措置を講じた1,545(復興特措法による減免を含む。)の自治体を公表しました。

加点を希望される事業者の方は、下記のホームページからご確認下さい。

(リンク)

●<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2018/180904seisansei.htm>

【中小企業庁経営サポート:生産性向上特別措置法による支援ページ】

※リストに掲載されている市区町村の他に、自治体独自の方法により事業者に知らせる予定と回答している市区町村もございますので、記載のない市区町村については各自治体にお問い合わせください。